

道路管理者と管理の内容

道路局路政課

四月に道路局路政課に配属された新人係員のシンイチは、今日も道路法について係長のダイ蔵に道路法について教わっています。

ダイ蔵

道路の種類は覚えましたが？

シンイチ

はい、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の四つです。

ダイ蔵

いいですね。それではそれぞれの道路管理者はわかりますか？

シンイチ

まず高速自動車国道に関しては、道路管理者は国土交通大臣ですね。これは高速自動車国道法で定められています。

ダイ蔵

そうそう。道路整備特別措置法においては機構又は会社が道路管理者となる場合もあります。今回の管理の話は、道路法にしほって考えることにしましょう。

シンイチ

一般国道に関しては、まず新設・改築に関しては指定区間内外ともに国土交通大臣が行います。例外として、指定区間外の一般国道の新設・改築に関して工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施工することが適当なものに関しては都道府県が行うんですね。

ダイ蔵

道路法第十二条ただし書きの内容ですね。よく勉強していますね。政令で定める事項の中には、都道府県が自ら工事を施行するため調査、

測量、設計その他の工事の準備を行った場合などが定められています。

シンイチ

維持・修繕・災害復旧・その他の管理に関しては、原則的には指定区間内については国土交通大臣が、指定区間外については都道府県が行うんですね。

ダイ蔵

そうですね。例外的に、占用関係事務の一部に関わる事項については、指定区間内の国道において都道府県又は指定市が行うことができるという規定があります。また、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、指定区間外の国道の災害復旧に関して、国土交通大臣自らが行えるという規定もあります。

シンイチ

うーん、少しずつ複雑になってきましたね。残りの二つは、都道府県道の道路管理者は都道府県、市町村道の道路管理者は市町村でいいんですね？

ダイ蔵

そうですが、ここで大事なのが第十七条の管理の特例の規定です。まず第一項において、指定市の区域内に存する国道で指定区間外のもの

は、当該指定市が管理を行うこととなつていま
す。

シンイチ

なるほど、指定市を都道府県と同様に取り扱
うための規定ですね。

ダイ蔵

第十七条第二項においては、都道府県との協
議をし、同意を得た場合において指定市以外の
市にも指定市についての場合と同様の管理の特
例を定めています。

また今年の改正によつてできた第十七条第三
項においては、国道若しくは都道府県道の歩道
の新設、改築、維持又は修繕その他政令で定め
るもので都道府県が行うこととされているもの
について、都道府県に協議し、同意を得たうえ
で指定市以外の市町村がこれを行うことができ
ることとしています。

シンイチ

あと、地方公共団体の区域の境界に係る道路
については何か特例がありましたよね。

ダイ蔵

第十九条の内容ですね。地方公共団体の区域
の境界に係る道路については、関係道路管理者
が協議して別にその管理の方法を定めることが
できるとされています。同様の規定が第十九条
の二で、ここでは共用管理施設の管理について

関係道路管理者で協議して管理の方法を定める
ことができるとしています。共用管理施設とは、

並列する二つの道路の排水を一方の道路の排水
施設で一元的に行うものや、高架道路の裏面吸
音板などがあります。

シンイチ

なるほど、たしかにそれらについては別個に
管理するよりも協議を設けて統一的に管理する
方が道路整備の促進のためには適当であること
は想像できますね。

ダイ蔵

では、道路管理者についてはこのくらいにし
て道路の管理の内容について確認しましょう。
道路法上の道路の管理には、新設、改築、維
持、修繕、災害復旧、その他の管理があります
が、それぞれどんな内容かわかりますか？

シンイチ

まず、新設は道路法上の道路を新たに設ける
ことですね。

ダイ蔵

そうですね。また、これは新たに道路を築造
する工事で改築の範囲外のもの及び既設道路
(私設道路を含む。)を道路法上の道路とする場
合を含む概念です。すなわち新設には、実際の
道路工事だけではなく土地の買収等による権原
の取得、登記などの諸段階が含まれるのですね。

シンイチ

次は改築ですか。「改」っていうからには改
良とかそういう意味でしょうか。

ダイ蔵

道路法上の改築とは、既設の道路法上の道路
の効用、機能等を原状より良くするための工事
をいい、その内容は多種にわたります。道路の
線型改良、拡幅、舗装はもちろん、道路の区域
変更によるバイパスの新設も多くの場合におい
て改築に含まれます。

シンイチ

バイパスの「新設」なのに管理の種類として
は改築である場合もあるんですね。

ダイ蔵

そうですね、一般的に路線の指定等又は変更
に伴い新たに道路が築造される場合は新設、区
域の変更に伴い道路が新しく設けられる場合は
改築と扱われます。区域の変更に伴う道路の新
設は道路の幅や長さが広がるということだろう
から、新たに道路を設けるといふ新設よりも、
道路の機能性のアップという改築のイメージに
合っている気がしますね。

シンイチ

維持についてですが、改築が道路の機能性の
向上なら、維持は道路の機能性の保持といった
ところではないでしょうか。

ダイ蔵

鋭いですね、その通りです。維持とは、撒水、除雪、砂利の補充等反復して行われる道路の機能保持のための行為を指します。では、修繕はどうでしょうか？

シンイチ

うーん、改築が道路の機能性の向上、維持が道路の機能性の保持ときたら、修繕は道路の本来的機能の回復でしょうか。

ダイ蔵

そうですね。修繕とは、当初築造した道路の損傷した構造を保持、回復する工事のうち、災害復旧に含まれるもの以外のものを指します。具体的には、穴ができていたりところや摩滅した路面を舗装し直すことや、ゆるんだ路盤を整えることがこれにあたります。

シンイチ

なるほど。でも、よく考えてみると修繕と維持との違いは何ですか？ 道路の状態を保つための行為という点で、どうもイメージがかわってしまっているんですね。

ダイ蔵

維持と修繕との決定的な違いは「工事」を伴うかどうかということです。維持はその内容に工事を含んでいませんが、修繕はそもそも工事であることが前提です。

シンイチ

では、改築と修繕の違いは何ですか？ 両方工事であるという点で近いもののように感じられるのですが。

ダイ蔵

そうですね。改築と修繕はたしかに工事という点では同じです。しかし、その工事の性質が違いますね。改築は原状よりも道路としての機能を向上するための工事です。それに対して修繕の目的は道路の損傷した構造の保持、回復をすることです。損傷した状態にある道路を原状に復旧する工事が修繕であるわけですね。

シンイチ

なるほど、そのような整理になっているんですね。次に災害復旧ですが、これは読んで字のごとく災害が起きて壊れた道路を直すことでしょうか。修繕とどうして区別されているのですね。

ダイ蔵

災害復旧とは、公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業、すなわち災害によって必要を生じた事業で災害を被った施設を原形に復旧することを目的とするものを指します。修繕とはほぼ同義ですが、その発生原因の異常性による損傷状態の緊急性が災害復旧の特徴です。そのために、国庫負担

の率が一律に高くなっていること、国土交通大臣が自ら復旧することができること、兼用工作物の場合であっても道路管理者が自ら行うことなどの特別な規定が定められているのです。

シンイチ

では、最後にその他の管理についてですが、これはここまで列挙されている管理行為の他に、道路管理行為一般を総称したものです。具体例がバツと出てきませんが……

ダイ蔵

これに含まれるものの例としては、道路の区域の決定及びその公示、道路の供用の開始及び廃止、道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は維持の承認、道路台帳の調製及び保管、占用関係事務、沿道区域の指定、通行の禁止又は制限、連結関係事務、受益者負担金の徴収に関する事務、公用負担に関する措置、監督処分等があります。

シンイチ

本当にたくさんありますね。道路管理と一口に言ってもこんなに多くの内容を含んでいるとは……。あらためて道路法、そして道路行政の奥深さを再認識した気がします。家に帰って今日教わった内容を復習しようと思います。